

愛知県公安委員会告示第24号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、次のとおり名古屋市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和7年9月26日

愛知県公安委員会委員長 中 尾 友



- 1 合意した者
 - (1) 名古屋市交通局
 - (2) 名古屋市
 - (3) 中部運輸局
 - (4) 愛知県公安委員会
- 2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、名古屋市交通局が管理する別表に掲げる停留所とする。
- 3 2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

2に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用に供するものとする。

運行事業者	事業形態	事業名
名古屋市交通局	道路運送法第3条第1号ロの貸切バスによる一時的なシャトルバス運行	令和7年度天白区区民まつりシャトルバス運行事業

- 4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

2における3の停車又は駐車は、3に係る運行時間内に限るものとする。

別 表

停 留 所 名	所 在 地
大坪小学校 2 番停	名古屋市天白区大坪二丁目303番地先
大坪小学校 1 番停	名古屋市天白区塩釜口二丁目212番地先
焼山 2 番停	名古屋市天白区焼山一丁目417番地先
焼山 1 番停	名古屋市天白区焼山二丁目416番地先
平成橋 1 番停	名古屋市天白区梅が丘三丁目801番地先
平成橋 2 番停	名古屋市天白区梅が丘五丁目301番地先
地下鉄原 1 番停	名古屋市天白区原一丁目301番地先
地下鉄原降車場	名古屋市天白区原一丁目301番地先
地下鉄植田降車場	名古屋市天白区植田三丁目1001番地先
平針三丁目 1 番停	名古屋市天白区平針三丁目2310番地先
平針三丁目 2 番停	名古屋市天白区平針四丁目1601番地先
平針上ノ池 2 番停	名古屋市天白区平針南一丁目401番地先
平針上ノ池 4 番停	名古屋市天白区平針南一丁目106番地先
原中学校西 3 番停	名古屋市天白区原三丁目2306番地先
原中学校西 2 番停	名古屋市天白区原四丁目1716番地先
八事音聞山 1 番停	名古屋市天白区音聞山1511番地先
八事音聞山 2 番停	名古屋市天白区表山二丁目704番地先
音聞山 1 番停	名古屋市天白区元八事三丁目352番地先
音聞山 2 番停	名古屋市天白区池見二丁目173番地先
島田 2 番停	名古屋市天白区島田三丁目113番地先
島田 4 番停	名古屋市天白区島田五丁目705番地先
松和花壇 1 番停	名古屋市天白区土原三丁目101番地の 1 先
松和花壇 2 番停	名古屋市天白区土原四丁目405番地先
おおね荘 4 番停	名古屋市天白区大根町70番地先
おおね荘 2 番停	名古屋市天白区高坂町326番地先
野並住宅 1 番停	名古屋市天白区野並一丁目 7 番地先
野並住宅 2 番停	名古屋市天白区中坪町128番地先
野並 1 番停	名古屋市天白区野並三丁目232番地先
野並 2 番停	名古屋市天白区野並三丁目415番地先
境根 2 番停	名古屋市天白区境根町74番地先
境根 1 番停	名古屋市天白区久方一丁目148番地先
西入町 2 番停	名古屋市天白区西入町166番地の 1 先
西入町 1 番停	名古屋市天白区一つ山二丁目 6 番地先